

Q1 出産・子育て応援ギフトの支給に所得制限はありますか。

所得制限はありません。

Q2 出産・子育て応援ギフトは、課税の対象となりますか。

非課税となります（収入として申告する必要はありません）。

Q3 申請後の流れを教えてください。

内容を審査し、支給（又は却下）決定通知を郵送します。なお、申請内容に不備・不足がある場合は、電話等で問い合わせることがあります。

Q4 申請から支給（振り込み）までどのくらいの期間を要しますか。

1カ月を目安に支給を予定していますが、申請の状況により2カ月程度かかる場合もあります。また、申請内容に不備があると、支給が遅れる場合があります。

Q5 生活保護を受給していますが、出産・子育て応援ギフトは対象となりますか。

生活保護を受給している方も支給要件を満たせば対象となります。

Q6 岐阜市に転入してきましたが、以前住んでいた市区町村で「出産・子育て応援ギフト」（国の出産子育て応援給付金）の電子クーポンを受け取りましたが岐阜市で実施している「出産・子育て応援ギフト」を受け取ることができますか。

当事業は全国一律の事業となっているため、同じ理由によって複数の市区町村から二重に受け取るとはできません。ただし、「出産応援ギフト」のみ転入前の市区町村で給付を受けていて「子育て応援ギフト」の給付を受けていない場合でも支給要件を満たした場合は、岐阜市の「子育て応援ギフト」を受け取ることができます。

Q7 現在妊娠中で、岐阜市へ転入をしたが、どうすればよいですか。

母子健康手帳を持って、岐阜市の保健センターにお越しください。その際に面談を行い、「出産応援ギフトのお知らせ」を発行します。

※お引っ越し元の市区町村で当事業の申請をしていない方が対象となります。

Q8 妊娠届を提出し岐阜市で面談を受ける前に他の市区町村へ転出しました。この場合、岐阜市・転出先の市区町村のどちらへ出産応援ギフトの申請をすればよいですか。

転出先の市区町村での面談を受けた後、転出先へ申請してください。

Q9 令和4年4月1日以降に出生した児童がおり、岐阜市への転入を予定しているが、どうすればよいですか。

転入した翌月末を目安に、岐阜市の「子育て応援ギフトのお知らせ」を送付します。

※お引っ越し元の市区町村で当事業の申請をしていない方が対象となります